

平成30年第5回高梁市教育委員会（定例）会議録

1. 招集 平成30年5月21日 午後1時30分
2. 開会 平成30年5月21日 午後1時30分
3. 閉会 平成30年5月21日 午後2時45分
4. 会議の種別 定例会（第1回）
5. 会議の場所 高梁市役所 4階会議室1・2
6. 出席、欠席した委員の番号及び氏名

議席番号	氏名	出欠の別	備考
1	吉川 昭	出席	
2	山内 幸子	出席	
3	川上 はる江	出席	
4	和久野 慶子	出席	

7. 説明のため会議に出席を求められた者の職氏名

職名	氏名	備考

8. 会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	備考
教育長	小田 幸伸	
教育次長	大場 基成	
参与	田村 啓介	
教育総務課長	大福 克志	
学校教育課長	石原 洋重	
社会教育課長	渡辺 丈夫	
スポーツ振興課長	川上 啓二	
文化センター所長代理	原田 貴子	
教育総務課総務係長	村上 靖恵	

9. 会議に付した議案の題目及びその結果

議案番号	件名	結果
報告第 7 号	高梁市文化振興基金運営審議会委員の委嘱について	承認
議案第 27 号	専決処分の承認を求めることについて	承認
議案第 28 号	高梁市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則	可決
議案第 29 号	高梁市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について	可決
議案第 30 号	高梁市社会教育委員の委嘱等について	可決
議案第 31 号	高梁市青少年育成センター運営審議会委員の委嘱等について	可決
議案第 32 号	高梁市立図書館協議会委員の委嘱等について	可決
議案第 33 号	高梁市公民館運営審議会委員の委嘱について	可決
議案第 34 号	平成 30 年度高梁市奨学生の選考について	答申

10. 会議録署名委員の番号及び氏名

第1番 吉川 昭

第2番 山内 廣子

11. 議事の内容

別紙会議議事要録のとおり

第5回教育委員会（定例）会議議事要録

1. 開会

教育長あいさつ

平成30年度がスタートして2カ月が経過しようとしている。

当初面談を終えた。各学校園の経営計画や目標シートを基に面談を行ったが、校長の方針については、昨年よりも内容をシンプルに分かりやすくし、その代わり自分の目標シートや学校経営計画についても職員や保護者にきちんと見せ、たくさんの人で共有できるものを作成してほしいと対応をお願いしていた。結果としてはそのように対応がされており、やはり皆さんに理解してもらい、同じ方向に向いてもらうことが大切である。

幼稚園や保育園については、目標シートという県の様式がなく、指導部分に重点が置かれた指導計画のような様式であったため、今年から経営理念、マネジメント部分に重点を置いた作成をお願いした。そういう方向に目を向けられる園長もいたが、中には従来どおり指導部分に重点が置かれているようなものも見受けられたので、子どもたちの指導のためには、園をどのように経営していくのか、職員をどのように指導していくのか、その部分をもう少し考えながら取り組んでもらえば園全体のマネジメントも上手くいくであろうと、いくらかアドバイスもさせてもらいながら、内容を補強したり修正したりしてもらったところである。

学校教育で、新しく二つのことに取り組む予定である。これまでお伝えもしているが、一つは就学前教育における特別支援教育の在り方、もう一つが文化部も含めた部活動全体の在り方である。

就学前教育における特別支援教育については、高梁は療育等との連携がよく図られていて、他市と比べて進んでいる部分もあるが、実際に指導している保育園や幼稚園の先生方には、かなりの疲労度もあり、どうすれば一番良いのかという悩みもあり、就学前教育の最大の課題、重点項目になっていることは間違いない。小学校や中学校であると、例えば特別支援学級や通級指導教室等、特別支援教育に関する制度自体があるが、幼稚園や保育園は制度がない中で取り組んでいる状況である。

そうした中で国の制度にはなくとも、何か抜本的な対応策を考えいかなければならないと思っている。これは市長も強く思っているところで、審議会ほどではないが、意見をいただく会を設けたいと思っている。今までの制度の中で何ができるかではなくて、現在の高梁の状況の中で何が必要で、どういうことが考えられるかということをご意見いただく。そこでいただいた意見を基に、必要があるのであれば、特区も視野に取り組もうという強い決意を持っているところである。

例えば、保育園で特別支援学級的なものを設置するのがよいのか、通級指導教室のようなものがよいのか、あるいは教職員の研修制度を充実させて指導の中身を上げていくのがよいのか。いずれにしても、少し袋小路に追い込まれているような現状もあるので、そこを本気で考えていきたい。

次に部活動についてである。市内の中学校では、高梁中学校以外は運動部のみであり、一つの学校の部活数自体も少なく選択肢もない。学校再編推進審議会で地域を回った際に、どの地域でも部活動の問題についてたくさんのご意見をいただいた。

さらに体育系の部活動においては、土・日もなく毎日練習して教員もヘトヘトになり、生徒も健康を害するほどに行き過ぎた活動が行われているような問題も全国的に起きている。こうした中、スポーツ庁から部活動の在り方に関する総合的なガイドラインが出された。ガイドラインには、週2日の休養日の設定であるとか外部指導者の招へいであるとか、学校単位の部活動から地域単位への部活動への移行ということも示されている。通常はスポーツ庁のガイドラインを受けて、都道府県で策定され、その後に市町村、学校で策定していく流れであるが、岡山県では年内の策定は難しいと聞いており、内容的にもスポーツ庁のガイドラインとの大きな違いはない見込まれるので、高梁市では前倒しして、策定に取り組みたいと考えている。

特に地域単位での取り組みが充実できないか、地域単位で考えれば文化部も検討できるのではないか、あるいは部活動でできなくても総合的な学習の時間等との連携によって、子どもたちのいろいろな経験を増やせるのではないか、こういった視点から考えていきたいと思っている。また、中学校の体力テストでは男子が県下最下位、女子がワースト3位になるなど、中学生の体力低下も大きな問題となっている。体力向上の視点からも、学校教育課だけでなくスポーツ振興課や社会教育課等と一緒に、大学の先生等にも入っていただきて、審議会とまでは言わないまでも研究会的なものを立ち上げて、検討していきたいと考えている。また、これらの取り組みに、福武教育文化振興財団の助成金の活用ができないかと思っている。

2. 前回教育委員会の報告

教育長	前回の報告に対する質問、意見等はあるか。 なければ承認の挙手を願いたい。 (全員挙手)
教育長	前回の会議録は、承認する。

3. 教育長の報告

(1) 行事等

4月25日	教育問題懇談会(岡山県総合教育センター)
4月25日	スポーツ少年団総会
4月26日	ヒルクライム実行委員会
4月27日	高梁市婦人協議会総会
4月28日	児島虎次郎～ふるさとに愛されて(成羽美術館)
4月28日	シャルム公式戦(シャルムスタジアム)
4月29日	國橋まつり大神楽(日名交流館かぐら)
5月2日	都市教育長協議会(美作市)
5月3日	高梁音楽祭開会 [～5/5]
5月3日	シャルム公式戦(シャルムスタジアム)
5月4日	3ライズスプリングステージ U-12(神原スポーツ公園) [～5/5]
5月7日	県立高校の在り方を考える協議会
5月7日	公民館長歓送迎会(高梁国際ホテル)
5月8日	ユメセン(高梁小学校)
5月9日	県教委幹部訪問
5月9日	福武教育振興財団来局
5月10日	ユメセン(川上中学校)
5月11日	当初面談 [5/14、5/17]
5月11日	臥牛山サル生息地現地対策要員会議(高梁図書館)
5月12日	県神社庁神楽部川上支部総会

5月16日	全国ICT首長サミット(東京ビックサイト)
5月17日	市立高等学校長との懇談
5月18日	連合岡山来庁
5月18日	人権教育推進委員会
5月18日	ユメセン(落合小学校)
5月20日	高梁市小学生ソフトボール大会2018(なりわ運動公園)
5月20日	シャルム公式戦(シャルムスタジアム)
5月21日	教頭研修会
5月21日	県高校教育課来庁

4. 議事

教育長	報告第7号「高梁市文化振興基金運営審議会委員の委嘱について」は、議案に沿って事務局より説明。 何か質問等はあるか。なければ承認に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手) 報告第7号は、承認する。
教育長	議案第27号「専決処分の承認を求めるについて」専決第13号「高梁市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	次の専決第14号も委員委嘱に関する内容であるので、続けて説明を願う。 議案第27号「専決処分の承認を求めるについて」専決第14号「高梁市人権教育推進委員会委員の委嘱について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	専決第13号、専決第14号について、何か質問等はあるか。なければ以上2件の承認に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手) 専決第13号、専決第14号は、承認する。
教育長	次の3件の専決処分については関連があるので、続けて説明を願う。 議案第27号「専決処分の承認を求めるについて」専決第15号「区域外就学の許可について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	議案第27号「専決処分の承認を求めるについて」専決第16号「区域外就学の許可について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	議案第27号「専決処分の承認を求めるについて」専決第17号「就学学校変更の許可について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	専決第15号について、何か質問等はあるか。 (議事内容については、高梁市教育委員会会議規則第18条第1項第4号に基づき、非公開)
教育長	続いて、専決第16号、専決第17号について質問等はあるか。なければ、以上3件の専決処分の承認に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)

教育長	専決第15号、専決第16号は、専決第17号は、承認する。 以上をもって、議案第27号は、承認する。
	議案第28号「高梁市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	引用条項の元となる規程が改正された際の改正ができておらず、条ずれが生じていたものを改めるものであるが、本来あってはならないことでお詫びする。何かご意見等はあるか。
教育委員	法令に関わることは大切なことで、あってはならないことがあったという事実よりも起こった原因が重要であると思うが、単なるうっかりミスということか。
教育総務課長	今となっては具体的な原因は判明しない。当時、条ずれに気付かなかった、うっかりミスであったと思われる。
教育長	1カ所改正するだけでも、いろいろなところに影響があることがある。国では法律を完全にデータ化して検索システムを作成しており、人の目でも確認するが、検索システムの中で改正が必要になる関連箇所をチェックしている。市の場合、検索システムはなかったか。
教育総務課長	例規システムはあるが、検索の精度まではここでは分からぬ。
教育長	いずれにしても、今回については関連箇所の見落としておりお詫びする。
教育委員	検索システムがなければ、今後もあり得るのではないか。
教育委員	キーワード検索でもそれなりに検索は可能だと思うが、なぜミスが起きたのか疑問である。
教育長	改正による他への影響という認識が不足していたと考えられる。業務改善にもつながることがあるので、対応策は検討していくたい。 他に意見等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。
	(全員挙手)
教育長	議案第28号は、可決する。
	議案第29号「高梁市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育委員	委嘱に関しては特にないが、幼稚園も学校給食センターの給食を食べるようになって、へき地の学校、例えば高梁学校給食センターであれば、松原や福地は校長が園長を兼務されてはいるが、委員に幼稚園の保護者が入っていないので保護者の声が反映されないのでとの意見があった。委員構成の見直し等は行わないのか。
教育総務課長	見直しということになれば、現在の委員の任期が満了となるタイミングに合わせて検討ということになるかと思う。各運営委員会等でそういったご意見等があれば、学校給食センターとも相談させていただき、施行規則の改正も必要になるので、そうした中で検討させていただきたい。
教育委員	この件については、川上では幼稚園があったときは幼稚園の園長も運営委員会に出席されていたが、こども園になってから来られなくなった。その辺りの経緯等をこれまでにも何度かお訊ねしてきたが、回答をいただいている状態となっている。
教育総務課長	学校給食センター条例施行規則の第11条で運営委員会の構成を定めているが、現在の条文の文言を修正するか、あるいは項目を追加するかといった検討は必要であるが、運営委員の定数自体は20人以内となっているので、幼稚園の関係者に加わっていただくための改正は問題ないと考える。
教育長	条例施行規則は教育委員会で決定できたと思うが、議会へ諮る必要があったか。
教育総務課長	施行規則は教育委員会で審議いただくことになるので、また提案させていただく。
教育長	運営委員会は学校給食センターごとに設置されるが、内容的なことは揃えておく必要があるであろう。
教育総務課長	メンバーに入れる、入れないについてはセンターごとの判断はあるかと思うが、入ってもらうことのできる規定にしておく必要はあると考える。
教育長	有漢こども園はどうであったか。
教育総務課長	有漢こども園は給食を食べていない。幼稚園、川上こども園、備中保育園が学校給食センターの給食を食べている。

教育長	施行規則が制定されてから、あまり幼稚園のことが考慮されてこなかったのかもしれないが、確かに小さい子どもたちの方が問題は大きい。
教育委員	こども園になってから、園長が出席されなくなった。
教育長	川上こども園は川上学校給食センターで作っているが、栄養士も別にいて、別に調理している。会計はどうなっていたか。
教育総務課長	運営委員会の中で、川上こども園と備中保育園の会計を行っている。
教育長	いずれにしても、一度整理は必要であろう。
	他に何か質問等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	議案第29号は、可決する
	議案第30号「高梁市社会教育委員の委嘱等について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	何か質問等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	議案第30号は、可決する。
	議案第31号「高梁市青少年育成センター運営審議会委員の委嘱等について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	何か質問等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	議案第31号は、可決する。
	議案第32号「高梁市立図書館協議会委員の委嘱等について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	「家庭教育向上に資する活動者」の選出区分で、前任者も後任者も津川子ども会の代表者であるが、どういった経過で津川子ども会から選出されているのか。
社会教育課長	前任者も後任者も津川子ども会の代表者となっているが、子ども会ということで、市長部局のこども未来課経由で推薦をいただいたものである。
教育長	何か質問等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	議案第32号は、可決する。
	議案第33号「高梁市公民館運営審議会委員の委嘱について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育委員	高梁公民館運営審議会には、高梁公民館長は入らないのか。
社会教育課長	それぞれの公民館に運営審議会の委員がおられるが、公民館長は館長として別枠になるので公民館長以外が委員となっている。高梁中央公民館については、他館の公民館長が委員となっている。
教育委員	高梁公民館の中に役職が「学識経験者」となっている委員がおられるが、これは役職ではなく選出区分ではないのか。
社会教育課長	ご指摘のとおり役職ではないのだが、適切な名称がなく、以前にこうした表現とさせていただき、そのまま名簿に掲載しているものである。より適切な表現となるよう検討させていただきたい。
教育長	他に何か質問等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	議案第33号は、可決する。
	議案第34号「平成30年度高梁市奨学生の選考について」は、議案に沿って事務局より説明。

	(議事内容については、高梁市教育委員会会議規則第18条第1項第4号に基づき、非公開)
--	--

5. その他

- (1) 平成30年度市町村教育委員研究協議会の開催について（教育総務課）
- (2) 総合教育会議について（教育総務課）

6. 閉会 午後2時45分閉会

高梁市教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年 6月 27日

署名委員 吉川 明

署名委員 山内 康子

作成職員 村上 靖恵